皆さんのご意見、ご要望などお寄せ下さい

野党統一・市民連合の力で
憲法を守り、戦争法と共謀罪法を廃止にしましょう

あしたば

日本共産党利島支部機関紙

第180号
2018年6月18日発行

〒100−0301
東京都利島村850番地
電話 04992-9-0191
発行者 日本共産党利島支部
笹岡寿一
Eメール・アドレス
to_sasaoka@yahoo.co.jp

<知は力> 内容が豊富で、読みやすくて面白い
「しんぶん赤旗」日曜版をご購読下さい［月823円］

医療費助成 18歳まで拡大を

共産党都議団が条例提案へ

日本共産党東京都議団は6月5日、子ども医療費助成を18歳まで実施するとともに、23区と市町村との格差を解消する2件の条例案を12日開会の都議会定例会に提出すると発表しました（下写真）。

都議団は記者会見で「条例案は23区と多摩・島部との格差を是正するとともに、全国約400自治体が行っている18歳までの助成を行うものだ」と述べました。

都の実態調査でも子どもの受診抑制の理由として自己負担分が払えないことを挙げた人が小中学生の保護者では1%だったのに対し、16～17歳の子どもの保護者では2.7%、うち困窮層では18.8%だったことを指摘。「少子化対策・子育て支援、子どもの貧困対策からも、医療費助成の対象年齢を引き上げることが重要だ」と強調しました。

共産党提案

①多摩・島部の15歳までの医療費助成制度を条例化し、自己負担と所得制限をなくす

②中学校卒業後、18歳までの医療費無料制度を、都全域を対象に創設する

現状は…

東京都は現在、多摩・島部の15歳までの医療費自己負担分を通院は1回200円、入院は食事代のみに抑える助成を実施（23区は別制度で財源を手当て）。そのため、23区はすべて独自に通院費を無料化し、所得制限もなくしていますが、多摩・島部の市町村の多くでは通院自己負担や所得制限が残っています。

子育て安心の東京へ全力!!

参議院議員（東京選挙区選出）

吉良よし子（きら・よしこ）

東京都や区市町村の子どもの医療費助成は、長年にわたる都民の運動の成果です。日本共産党の議員団も、一緒に運動し、議会でくりかえし前進させる提案を続けてきました。東京どこでも18歳まで広げるために力をあわせましょう。

東京民報
ご意見・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590
2018年6月号外　日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。
発行／東京民報社（港区芝1-4-9 平和会館5階）1965年11月12日第三種郵便物認可

日本共産党

笹岡寿一議員「18歳までの医療費助成については、この間、村に要望し続けてくるとともに、東京都に対しても、共産党の都議団に協力を求めて、要望してきています。本村では、僅かな費用で実現が可能です」

笹岡寿一の議会報告

２０１８年度・第２回定例村議会は６月14日開かれました。会期は、15日までの２日間と定めました。15日午後５時に閉会しました。行政報告、笹岡寿一議員の質問を中心に住民の皆さんに関係があると思われる、事案と議案の一部の要旨をお知らせします。議案は全て原案通り承認、又は可決されました。

6月議会では、このような事が話し合われました【小見出は笹岡】

行政報告

光ファイバー通信網説明会

総務課長》6月3日・4日に村内情報通信基盤網整備に関する住民説明会を実施しました。

説明会には39名、5日、6日の個別相談会個別相談会には10名の参加がありました。

椿害虫薬剤散布

産業環境課長》利島村農業委員会では、薬剤散布の必要なしとの意見でした。

村としては、本年度薬剤散布は実施しないことにしました。

今後も継続的に生産者の方に異変等は役場まで報告するようにチラシ等で依頼しています。

教育に関する評価

教育長》法律に基づき、利島村教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を別添資料２のとおり実施しました。

【外部の評価は、各項目ともに、概ね50点以上、又は75点以上となっています。詳細は、教育委員会にお問い合わせ下さい。＝笹岡】

一般質問

質問に先立って

笹岡議員》現村政の特徴の一つに、所管職員が、「前向きに検討する」と答弁をしていたにもかかわらず、その後の議会では、あれやこれやの理由を付けて、時には、村長自ら「反故にする」事態が見られます。所管職員が答弁した事案については、村長は誠意をもって、責任ある対処をされたいものです。

そうでなければ、職員は不安で責任ある答弁ができないばかりでなく、議員は行政を信頼することが出来なくなるではありませんか。

行政は、「如何にしたら、住民の要望を拒絶できるか」に腐心するのではなく、「如何にしたら、応えることが出来るか」に努力されたいものであります。

以下、具体的に伺って参ります。

島外通院への旅費助成

笹岡議員》病院に支払う医療費は、2，3千円でも、旅費が「その10倍以上かかる」という人もいます。しかも、年に複数回行かなければならない人にとっては、とりわけ大きな負担になっています。

賃金所得者などのように、その間仕事を休めば、その分収入がなくなる労働者にあっては、尚更のこと生活に及ぼす影響は甚大です。

この事業は、受益者が産業振興策の如くの、事業収益を上げるための振興助成とは異なり、住民の生命を守るための支援策であることに「特段の配慮を頂きたい」と願うものであります。

「離島に住むが故の宿命」と言って済まされることでは決してありません。住民の生命を預かる一村の長として、多くの住民が請願署名を以て要望していて、議会が請願の採択をしている重みを理解されて、助成額を住民が要望している2万5千円にして実施することを強く求めます。村長の答弁を求めます。

住民課長》平成29年度後半から助成内容の見直しもあり周知が徹底されました。

このまま継続します。

笹岡議員》「周知が徹底された」ことと、助成額を「現状に据え置く」ことは如何なる関係があるのですか。**【答弁はありませんでした。＝笹岡】**

給付型奨学金

笹岡議員》本村は、へき地小離島なるが故に高校もなく、進学するには生活費を含め経済的に重複して、より重い負担を強いられている環境にあります。

奨学金の2分の1を給付型とされるよう求めている件について、教育長は「本村の教育事情は先進的」と述べつつ、「将来の年間返済額が、大学院生まで含めると、600万円余りが見込まれる。半額を給付すると、300万円余りと推計される。財政事情を考慮すると実施は困難である」と述べています。

小中学生については、「先進的」とする評価は、ある程度理解出来ますが、高校生に関して言えば、家賃補助として、月額3万円の支援助成がある程度です。大学生や大学院生は高校生に比べて、員数も少ないであろうと推測されます。

仮に、教育長が推計する員数程度としても、年間300万円程度の費用負担で実施出来ます。

又、教育長は先月7日の大島支庁との事業説明会での席上で、へき地離島からの高校進学に伴う生活費を含む経費負担の軽減化を求めて、「都が対策を講ずるよう」要望していました。

私も、我が党の都議団に協力を求めて、東京都に財政支援を要望しているところです。村長の前向きな答弁を求めます。

教育長》奨学金2分の一給付を実施した場合、奨学資金貸付条例の『奨学資金の貸し付けを受けた者が、修学終了後、償還期限である10年間のうち、本村の振興発展の目的を持って就業、就職、結婚その他により本村に居住した場合には、その期間村長は、償還金の免除をすることができる』という免除規定の精神に反します。

【従来から実施しない理由をあれやこれや述べてきていますが、「本村に居住した場合には、その期間村長は、償還金の免除をすることができる」という、「条例の精神に反する」とした解釈が示されたのは今議会で初めてのことです。

私は、数年かけて奨学金制度の創設を提案し続けてきました。

その結果、20数年前の創設時には条例の案文を含め直接関与してきています。このような解釈論は条例の制定時には勿論、これまでにもなく、全く想定されてきていませんでした。この解釈がある限り、「給付制度は創設できないことになる」と危惧しています。＝笹岡】

高校生までの医療費の無料化

笹岡議員》本件は、12月議会において、私が「概算費用も検証しないで拒否するのでなく、検証して対処されたい」旨述べたところ、所管課長は「概算費用を試算の上、前向きに検討する」旨答弁していました。ところが、前議会において、村長は「他の島嶼で島外の高校に在学する生徒を対象として実施しているところはない」として、実施する考えのないことを述べています。

本村のように高校の無い所では、島外の高校に進学するしかなく、何故に島外に通学する高校生は「実施しない」としているのか。

その考えは全く理解できません。

実際の医療費負担額は、保険適用を受けますから、加入保険制度にもよりますが、10～30％の負担です。小・中学生までの負担額から推計して、年間僅か15万円程度の負担で実施できます。

所管課長が高校生までの医療費の無料化を「前向きに検討する」旨答弁していたことを重視して、早期実施をされるよう求めます。

住民課長》前向きに検討します。

笹岡議員》実施時期は何時頃を考えていますか。

村長》時期は言えません。

【「前向きに検討する」と職員が答弁したにもかかわらず、その直後、村長は「実施時期は言えない」としていました。一体幹部会議ではどんな検討がされたのでしょうか。常識的には「前向きに検討」と言うのであれば、実施時期も当然検討されべきと考えます。

「質問に先立って」の個所で述べたように、職員が期待されるような答弁をしたかと思えば、そのあとから「村長が反故にする」これが今の村政の特徴です。

1面、所報のように、日本共産党都議団は、6月12日開会の都議会に「18歳までの医療費無料制度を島部を含む、都全域を対象に創設する」関係条例2本を提出しています。＝笹岡】

老人会への助成

笹岡議員》この4月から老人会の会員が大幅に増えています。助成予算の増額を求めます。

それから、敬老会への招待者は65歳以上に決定しましたか。

住民課長》会員数が25名から42名に増員され、それに伴う助成金増額要望をいただいています。

検討している最中です。

65歳以上の方を招待します。

【ここでの「検討している最中」での実施時期は「年内」とのことでした。＝笹岡】

公契約

笹岡議員》12月議会において、前副村長は、村の委託事業の企業に働く従業員たちの処遇の改善策について、「㈱TOSHIMAは特別であり、同じという訳にはいかないが、検討する」旨答弁していました。

ところが、前議会において、「他町村を調べた結果、本村の賃金は低くない」として「現行の体系で実施する」としたのであります。

この対処を受けて、従業員たちは「今の村長は話をすると理解したようなそぶりを見せるが、当てにはならない」と失意を隠そうとはし

ていません。

従業員たちは、「使い捨て同然」で将来何の補償もありません。

村長は、せっかくの期待を裏切ることなく、従業員たちの生活改善と将来への「安心して暮らしていける」ように、賃金や退職金、各種労働保険制度の適用などの労働条件の改善について、事業委託費の予算措置を以て配慮されることを求めます。

副村長》平成30年度予算編成に当たり、都の最低賃金や大島支庁管内全島との比較も参考にし、労務単価表の再設定を行った結果となっています。

また、社会保険への加入を前提とした予算は確保しています。

退職金については「中小企業退職金共済制度」の活用など、事業者ごとに検討頂きたい。

笹岡議員》12月議会において、前副村長が「㈱TOSHIMAは特別であり、同じという訳にはいかないが、検討する」旨答弁していたのは何だったんですか。

社会保険の種別は何ですか。

「中小企業退職金共済制度」の掛金は事業主負担になっています。

その予算措置は考えていますか。

㈱TOSHIMAの退職金制度はどうなっていますか。

副村長》「中小企業退職金共済制度」の掛金負担の予算措置は考えていません。

現状では㈱TOSHIMAの退職金制度はありません。

これからの問題として、「中小企業退職金共済制度」の適用を検討する考えでいます。

例規集と議事録

笹岡議員》前副村長は、私の製本を求める質問に利便性を認める答弁をしています。

製本化を求めます。

総務課長は電子化について「9月には、ネット上に掲載できる」と述べています。

作業は順調に進んでいますか。

議事録は、この3月議会分からでも配布を求めます。

総務課長》電子化は、現在作業中であり、納品は9月頃になります。納品後、速やかに村のホームページに再掲載を行います。

加除式の(製本化)については、今は考えてません。

議事録の配布については、必要な議員の人数を確認し、6月定例会分から配布します。

議会の中継放送

笹岡議員》住民が村政に参加できる環境づくりを促進することは、議会、行政ともに誠意を以て取り組むべき「極めて重要な施策」と考えます。

議会運営を如何にして、短時間で終えるかに腐心するのではなく、如何にしたら「村政運営の要である議会審議の模様を多くの住民に速やかに知らしめることが出来るか」に最大限の努力をすることが重要課題と認識しています。

村議会の審議状況を実況で或いは都合のよい時間帯に視聴できる録画提供をもって知らせることは、多くの住民が関心を以て求めているところです。これに応えて、当初述べていたとおり、光通信網の整備に併せて、議会のネット中継の早期実現に共に力を合わせて取り組んでいこうではありませんか。

村長の答弁を求めます。

村長》今後、議会とも相談して検討していきます。

笹岡議員》仮に議会が承諾すれば実施しますか。

村長》財政事情もあり、実施するとは言えません。

【どうやら、「議会との相談」というのは、「議会は承諾しないだろう」との推測に基づいた方便にしている感があります。＝笹岡】

職員の勤務実態

笹岡議員》連日のように長時間の残業をしている職員がいるようです。こうした事態を如何様に認識していますか。近年、政治的、社会的な大きな問題となっている「長時間過重労働」の勤務実態があるのではありませんか。

今回は、具体的な指摘は留保しておきますが、職員たちとの話し合いをして、改善に取り組まれたいと考えます。

副村長》ここ数年の間に村役場中堅職員等の退職が相次ぎ、加えて管理職の定年退職も重なり職員構成のバランスが取れていない状況下にあります。

年々仕事量が増えており、仕事の分担量について苦慮しています。

職員が働きやすい環境づくりに向けて、職場全体で超過勤務縮減に向けた取組みを進めていきます。

第4次総合計画

笹岡議員》策定の進捗状況の報告を求めます。

地域おこし協力隊の人2名が任用されていますが、計画の策定にあたって、この人たちの協力は如何様に活用されていますか。

彼らの職務状況をみると製油工場の臨時的作業員とか、勤労福祉会館の補助事務員として働いている姿が見受けられます。

せっかくの人材が「有効に活用されているのか、本来目的から外れているのではないか」という疑問を抱きます。内1名は、JAに訪ねたところでは、「木材を加工した商品開発に貢献して頂く考えにある」と述べてはいました。

総務課長》現在、内容等につき確認、精査し、計画書の印刷に

向けて準備しています。地域おこし協力隊については、観光推進組織設立の職員として、勤労福祉会館運営費補助打ち切りの際の運営の担い手となる予定であり、勤労福祉会館の受付業務を行いつつ、観光推進の施策立案や電動カート導入のための実証実験の準備などの業務も行っています。

製油センターで搾油作業を行っている協力隊員については、「椿林更新事業」で発生した木材の有効利用促進のため、商品開発等を行ってもらいます。

島しょ格差是正要請

笹岡議員》東京都に対して、少なくとも、簡易水道、公営住宅、汚泥処理、ごみ処理施設等の生活基盤整備事業に関しては、町村会でも精力的に取り組まれるよう提起して、議長会を挙げて取り組んで欲しいと考えます。

格差が解消できれば、建設費のみならず、その後の運営管理費や改修費などの負担も解消されることになり、起債や基金の運用も緩和されることになります。

答弁を求めます。

私は、日本共産党の島嶼議員団と共同して、都議会でも超党派で取り組んで頂けるよう、党の都議団に協力を要望しています。

村長》今後も、利島村における重要な課題として、東京都町村会等と連携し、引き続き要望していきます。

救急ヘリコプターの運航緩和

笹岡議員》住民の多くは、救急ヘリコプターの運航は、医師が「患者の生命が危ぶまれる」と診断された時に「運航要請される」と認識しています。

私は、この件について、先月7日に行われた大島支庁との事業説明会の席上で、脚部の傷害や内科的疾病等で苦痛を伴う患者については、規制を緩和して運航適用するよう要請しました。

これについて「担当課長が欠席しているので、後日回答する」としていました。

何らかの回答がありましたか。

私は、説明会の閉会後に、「運航要請にあたっては、都の方針或いは行政指導として医師の責任を問うような、厳しい規制がなされているのではないか」と伺ったところ、「都はそうした対応はしていない。村からの要請を受けて、支庁が東京消防庁に直接要請して運航している」と述べていました。

となると、要請するか、否かは、「村の判断によることが大きい」ということになります。

こうした制度からして、必ずしも「患者の生命が危ぶまれる」と診断された時に限定することなく、「患者の容態が苦痛を伴うなどにより移動が厳しい」と想定される場合には、要請できるように医師との連携を図られたいと考えます。

村長の答弁を求めます。

村長》改めて医師と話をすることは考えていません。

【村は、住民に関する事案となると、何故か拒絶反応を示す印象を強く感じます。＝笹岡】

勤労福祉会館入り口の車路

笹岡議員》傾斜が強くタイヤがスリップして、車が走行しにくいと言います。改修を求めます。

産業環境課長》すべり止め塗料を塗るなどして対応します。

建物南側は、障害者や高齢者が利用するための駐車スペースであり、旧子ども館跡地の駐車スペースを利用していただきたい。

椿産業の計画

笹岡議員》椿産業の現状と将来計画の立案に関する策定計画の進捗状況を伺います。

ＪＡでは、「村に、いろいろ話をしてきているが、一向に反応がない」と言っています。

前所管課長は、「休耕林の管理について、組織作りも含め検討していきたい。一般の草刈り支援も検討する」と述べています。当該事業の実施計画について伺います。

産業環境課長》椿産業の全体将来計画については、利島店とも話し合いを行っていますが、本格的な着手には至っていません。

全体の計画については、利島店が独立した際に、椿産業の管理体制の構築を検討します。

椿油製油センターは今年度中に建物の耐震診断を行い、結果によっては、建替えも検討します。

下草刈りについては、村の単独事業で補助する予定はありません。地域おこし協力隊員等による全額を特別交付税で措置される事業等を活用した、草刈りや耕作放棄林の拡大阻止に向けた取組を利島店と協力して実施していきます。

【私は、やみくもに質問している訳ではありません。

住民や関係者の話を聞きながらの質問に努めてきています。

そのことから思うことは、関係者の話と行政の答弁との間には相当の違いがあります。本件について言えば、利島店では、「村に、いろいろ話をしてきているが、一向に反応がない」と言っています。

ところが、村は「利島店と話し合いをしてきていると」述べています。その上で、「利島店が独立した際に、椿産業の全体的計画と管理体制の構築を検討する」しています。利島店の独立は不確定状

況にあると聞いていますが、それにもかかわらず、それを待って計画の立案に入るとしています。

村は、計画を立案する前提として、昨年利島店に総合的な調査を委託していました。3月に結果が出ると、今度は利島店との話し合いの結果、独立を待って計画するとしているのでしょうか。

放置林が増えてきている今日、日増しに雑草木地化しつつある状況をみると、「早期に対策を講じる状況にある」と考えています。

村は、椿産業振興を唱える割には、「何とも緊張感に乏しいのでは」と感じています。＝笹岡【

野鼠対策

笹岡議員》前議会で所信表明に述べていますが、如何なる状況にありますか。

産業環境課長》昨年導入した装置については、あまり効果が認められませんでした。

今後被害が拡大するようであれば、かご等の捕獲器を用いた方法を検討していきます。

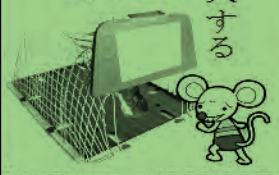

クレーンの貸付料徴収

笹岡議員》この4月からの使用状況の報告を求めます。

併せて、村長が「設定する」とした貸付料金の開示を求めます。

その上で、昨年4月以降の貸付料は歳入されているか。会計担当者に伺います。

住民の中には、「㈱TOSHIMAの関係者の話では、『クレーンの購入は、会社では要望していない』と言っている」との話があります。

一体、どこからの要望だったのですか。その購入目的は何だったのですか。

産業環境課長》平成30年4月からのクレーンの賃貸借契約については、現在4社と契約を締結し、3回利用しています。昨年1年間の利用状況は、㈱TOSHIMAが15回、その他が40回です。

賃借料は、年間の維持費等を考慮し、1日の利用は16万円、半日利用では10万円となっています。

導入の目的は、重量物を吊り上げる際には、陸上でのクレーン作業の必要であるためです。

購入は、㈱TOSHIMAの取締役に確認したが、「会社として要望している」とのことでした。

笹岡議員》購入の要望は、㈱TOSHIMAに確認するまでもなく、村が要望を受けているか、否かで分る話です。どうなんですか。

【はっきりした答弁は聞かれませんでした。「会社は要望していない」という住民の話は確かにあります。＝笹岡】

笹岡議員》答弁書にはありませんが、昨年4月以降の貸付料は歳入されていますか。

総務課長》歳入していません。

【最初の答弁では、昨年の業者に対する貸付日数は、「40日で、料金は400万円から600万円」と回答していました。

そういう「あいまいの数値では納得できない」と質したところ、「調査して検討する」ことになって、午後4時過ぎに休会に入りました。

村は、翌日になって「業者の日報で確認したところ、貸付回数は半日が19回、1日が4回であり、料金は254万円となる。今議会提出の補正予算案に追加補正した」との説明がありました。これを以て議案審議に入りました。

村は、今回の質問を受けて、今後は「貸付料金の確定は、業者の日報によるのではなく、申請書に基づく鍵の貸し出した日から、返還された日までの期間を以て料金徴収をすることになりました。＝笹岡】

ヘリコプター及び新島空港利用の助成

笹岡議員》実施時期が「今秋ごろになる」と聞いています。

村に連絡はありましたか。

総務課長》愛ランドシャトルは現在、総務局で実施に向けて検討中です。新中央航空「北部の島民運賃割引は今年度から導入開始したところです。

小離島住民が複数路線を選択できる補助となるよう、来年度以降の予算要求を行っていきます。

質問を終えるに当たって

【今議会でも、各要望事項を見て頂いても分るように、行政は住民要望の実現を求める質問には、取り上げない為の理由をあれやこれや述べて、真摯に耳をかむける姿勢は見られませんでした。

これに懲りることなく、今後とも住民の皆さんと一緒に要望の実現に努めて参ります。＝笹岡】

◆◆◆◆◆◆

他の議員の質問

★島内情報通信網基盤整備事業について。

総務課長》業者とも相談しながら相談に対処していきます。

★防災訓練について。

総務課長》今のところ10月ごろを予定しています。内容は防災会議で検討していきます。

★し尿処理施設について。

産業環境課長》6月14日より村道新地山線、村営西山住宅前からの水道管の延長及び引込作業を実施します。

供用開始は平成31年4月1日の予定です

★焼却場の更新計画について。

業環境課長》平成30年度中に火床面積0．5平方メートル以下の小型焼却炉を導入する方向で検討中です。

★再生可能エネルギーの導入計

画について。

村長》平成30年度に調査・計画を委託し、平成31年度より小中学校等への設計・工事を実施する予定です。その後、浄水場への設計・工事を行う予定です。

◆◆◆◆◆◆

【閉会を前に、次のような趣旨の発言がありました。＝笹岡】

他の議員の発言

議員》住民の意見を聞いていると、近年行政に対する不満や批判が増えてきています。

以前から議会の度に何度も発言してきましたが、住民に対して「親切な対応をして欲しい」と思います。

それには、「丁寧に話を聞く心掛けが大事」と思います。

それと、職員間のコミュニケーションも大事です。幹部職員は「職員をフォローして欲しい」と思います。

村長・副村長は、自分の考えも大事ですが、それを押し通すばかりでなく、「職員の意見もよく聞いて欲しい」と思います。

それが、「利島村の為である」と思っています。

笹岡議員の発言

笹岡議員》今の議員の発言の主旨には賛同します。

この際、加えて一言発言しておきます。住民から、「役場に行っても挨拶もなければ、こちらが言うまで、用件も聞いてくれない。雰囲気も暗く陰気な感じがする」という声をよく耳にします。

早期に、集中的に職員たちとの話し合いをされて、改善に取り組まれたいと思います。

【ある幹部職員は、「職員たちは、来訪者には挨拶もし、声も掛けている」と話しています。一方、「暗い雰囲気がある」と言うのは、実は職員からも聞かれています。

この背景には、職員たちの長時間に及ぶ過重労働が大きく影響していることも考えられます。

職員たちと話し合って、長時間労働の早期解消に努められたいと思います。

以前、島外の人から、「村役場に行く途中で、後ろから駆けてきた小学生くらいの小さな子供が、追い越し際に立ち止まって、にこにこしながら、ぴょこんと頭を下げて大きな声で挨拶してくれた。見ず知らずの人に、子供が挨拶するのは、よそでは余り見かけない。『いい島だなぁ』と言う思いで、親しみを感じた」という話を聞いたことがあります。

利島の子どもたちが、誰にでも挨拶してくれるのは、私たちもよく知っているところです。

本村の誇りに思います。＝笹岡】

議案

《利島村集落環境清掃・美化の日条例の一部を改正する条例》

産業環境課長》村内の一斉清掃日を6月の第1土曜日とします。今年は7月第1土曜日に行います。

道路にはみ出ている木枝の除伐は10月第1土曜日に行います。

天候不良等でが実施できない場合は、別の日に延期します。

道路に出ている木枝の除伐について、村は、地主の許可を取ることはせず、承諾できない人は事前に申し出て頂く考えです。

今年は、集落の都道周辺内と村道新地山線を実施します。

《一般会計補正予算》

笹岡議員》保育園に入る、待機児童の解消に努められたい。

住民課長》保育士1名の正規採用がないと受入れ出来ません。現在募集中です。

議会運営

【3月議会の際、「あしたば」179号でお知らせしたとおり、議会運営についての申し合わせで、左記のように決めてありました。（一部抜粋再録）

一、答弁書を開会2、3日前までに議員に送付する。

一、質問時間は答弁時間を除き、質問書の読み上げを含めて、1時間15分とする。

一、時間測定は質問台に時計を置いて質問者が設定する。（＊実際には、議長が操作しています）

一、質問時間内における再質問回数は、議員の裁量による。

ところが、今議会では

一、通告書の朗読時間を15分以内とする。

一、再質問は2回までとする。

といった発信者不明の書面が配布されました。

私は、「この話は聞いていない。この内容は、質問時間を1時間15分にしただけでは、「まだ長すぎる」との思いから、更に制限しようとするものである。こうまでする目的は、一体何なのか。公務員たる議員の務めは、住民に奉仕することであり、そのためには議会での議員発言の機会は、可能な限り最大限保障されなければならない。3月の申し合わせを遵守するよう求める」と意見を述べました。

その上で、「答弁書の送付期日は、開会3日前までとする」ことを求めました。

その結果、「3月の申し合わせのとおりとする」ことを再確認し、答弁書は「開会3日前までに送付する」ことになりました。＝笹岡】

「残業代ゼロ」高プロ制度 政府の論拠崩れる

共産党・吉良よし子参院議員追及

「働き方改革」一括法案が参院厚生労働委員会で６月５日審議入りし、日本共産党の吉良よし子議員は、政府が残業代ゼロ制度（高度プロフェッショナル制度）の対象業務のひとつである金融アナリストについて、議員が直接聞き取った労働実態は、法案のいう「時間と成果の関連性が高くない」働き方とは言えないと法案の撤回を求めました。

吉良氏は「金融アナリストは朝７時から夜１時まで18時間拘束され働いていた」と実態を紹介。早朝７時半の朝会や夜行われる企業説明会など本人の意思とは関係ない仕事による長時間労働であり、対象業務と言えないと指摘。加藤厚労大臣は「この時間のミーティングに出なさい、となれば時間配分に制約があり、（高プロに）該当しない」と言わざるを得ず、高プロ対象業務に挙げた金融アナリストの論拠が崩壊しました。

高プロはザル法。ブラック経営者の悪用防げず

しかもさらに重大なことが判明。高プロは、年収の最低ラインとして1075万円を要件にしていますが、吉良氏は、「支払い方法として、**例えば毎月20万程度で、残り800万をプールして最後にまとめて支払うやり方も許されるか**」と質問。労働基準局長は「最低賃金に違反しなければ、個々の労使で支払い方法は定められる」と**月給20万円でも可能と認めました。**

さらに吉良氏は、「使用者側から一方的な契約解除はできないと法律には書かれていない」と指摘。「これでは『高プロ』として過大なノルマを労働者に押し付け、酷使したあげく、成果がないからと、給与を満額支払わないまま、使用者側が一方的に解除することを妨げない。**悪意を持ったブラック経営者はたくさんいる。法案に書いていなければ、悪用を防げない**」と抜け穴だらけの法案の撤回を求めました。

働く人の命と暮らしを守る政治を!!

日本共産党の主な政策

- 憲法を破壊する、安倍暴走政治をやめさせましょう！
- 平和と民主主義を蹂躙する戦争法と特定秘密保護法を廃止させましょう！
- 国民を監視し、人権を奪う危険な共謀罪法を廃止させましょう！
- 消費税の10％増税に反対します！
- 沖縄の辺野古米軍基地移設に反対します！
- 「森友・加計疑惑」など明らかにし、国政の私物化を許しません！

日本共産党の東京選出の国会議員

衆議院議員

宮本 徹（とおる）

笠井 亮（あきら）

参議院議員

小池 晃（あきら）

田村智子

吉良よし子（きら）

山添 拓